

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策および反社会的勢力の排除

に関するガイドライン

J Flag インベストメント株式会社は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」という）の防止及び反社会的勢力との関係遮断に向け適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保する為、以下のガイドラインを策定する。

1. 運営方針

マネロン等の防止及び反社会的勢力との関係遮断の重要性を認識し、組織全体で対応する。マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画を立案・推進し、リスクの特定・評価・低減に取り組む。

2. 管理態勢

マネロン等対策の主管部を管理部とし、マネロン等対策に関わる役社員間での連携の枠組みを構築する。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）を踏まえ、当社が直面しているマネロン等リスクを特定し、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、リスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じる。

4. 顧客管理

リスクベース・アプローチに基づいた適切な顧客管理を実施するため法令に基づいた取引時確認を行い、反社会的勢力との取引の遮断、各種金融犯罪に係わる者やマネー・ローンダリング等に係わる者による取引を防止する。また、顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合には、適時、追加の確認・調査を実施する。

5. 資産凍結の措置

国内外の規制等に基づき、資産凍結等経済制裁者との取引関係の排除を行い、資産凍結等の措置を適切に行う。

6. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引については、適時適切に対応できる態勢を整備し、法令に基づき、速やかに当局に届出を行う。

7. 役社員の研修

マネー・ローンダリング等の防止の重要性、及び各自の役割を徹底するため、役社員の研修を適宜実施し、専門性・適合性等を有する役社員の育成に努める。

8. 遵守状況の検証

マネー・ローンダリング等の防止に関する遵守状況を点検し、態勢のさらなる改善に努める。

附 則

このガイドラインは、2024年3月15日から施行する。

以上